



朝比奈・川崎 社会保険労務士法人NEWS

ご連絡先：〒102-0074
東京都千代田区九段南3-5-11 スクエア九段ビルディング5F
電話：03-5212-2192 FAX：03-5212-2299
e-mail:officeasahina@sr-asahina.jp
URL:<http://www.sr-asahina.jp>

◆最新・行政の動き

厚生省は、「自動車運転者の労働時間等の改善基準の在り方について」（中間とりまとめ）を公表しました。労働政策審議会のバスおよびハイヤー・タクシー作業部会の報告を踏まえてまとめたもので、改善基準告示の見直しの方向性を明らかにしています。

バス運転者とタクシー運転者（日勤）ともに、現行基準では継続8時間以上と定めている1日の休憩時間について、9時間を下限に設定するとともに、11時間以上を努力義務とするのが適当としています。

また、原則13時間以内・最大16時間としていた1日の拘束時間は、原則13時間以内・最大15時間に見直し、1日14時間を超える回数をできるだけ少なくするよう努めることとしています。

具体的な回数は、通達で「週に3回以内」と明示する方針で、改正改善基準告示の施行は令和6年4月1日を予定しています。

◆ニュース

就業規則の周知を否定 ガラス張りの額縁に入れて 掲示？（就業規則の周知 義務の重要性）

派遣会社でトラック運転者として働いていた労働者2人が未払い残業代の支払いなどを求めた裁判で、東京高等裁判所は「運行時間外手当」などを固定残業代と認め一審判決を変更し、同社に計380万円の支払いを命じました。

同社の就業規則には、出張手当を法定の最低限度で定められた深夜手当相当分として、運行時間外手当を時間外手当相当分として支給すると定めていました。一審は就業規則によって割増賃金としての性格が明示されているとして、両手当を固定残業代と認めていました。

二審の東京高裁は、就業規則の周知が図られておらず、労働契約の内容にならないと指摘。通常の労働時間の賃金に当たるため、残業代が支払われていないと

判断しました。同社は就業規則の周知について、ガラス張りの額縁に入れ、自宅兼事務所の壁にヒモで吊るして掛けていたなどと主張しました。同高裁は用紙にして45枚と「かなりの厚さのある就業規則を額縁に入れて壁に掲げるのは不自然」と主張を退けています。

令和4年度「アルバイト の労働条件を確かめよ う！」キャンペーンが始 まりました

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとは

全国の学生等を対象に、特に新入学生がアルバイトを始める4月1日から7月31日までの間、自らの労働条件の確認を促すことなどを目的とした厚生労働省発のキャンペーンです。平成27年度から実施しており、今年で8年目になります。

労働条件の確認項目

- ① 労働条件の明示
- ② シフト制労働者の適切な雇用管理
- ③ 労働時間の適正な把握
- ④ 商品の強制的な購入の抑止とその代金の賃金からの控除の禁止
- ⑤ 労働契約の不履行に対処しあらかじめ罰金額を定めることや労働基準法に違反する減給制裁の禁止

実施項目

- (1) 厚労省の実施事項
大学等にリーフレットやポスターを送付し、新入学時のガイダンス等での配布やホームページへの掲載依頼、事業主団体への周知、各都道府県および政令市への協力依頼、弁護士や社労士等の関係士業団体等への周知・協力依頼を実施します。
- (2) 各都道府県労働局の実施事項
大学等での出張相談を行ったり、各都道府県労働局および各労基署にある総合労働相談コーナーに「若者相談コーナ

ー」を設置したり、また事業主等に対するリーフレットの配付等を行います。

事業主における注意・確認ポイント

- ① 書面による（メール等でプリントアウトができれば可）労働条件は用意しているか
- ② 勤務シフトの設定は適切か
- ③ 労働時間は適切か
- ④ 商品の強制購入はさせていないか（代金を賃金から控除することも禁止）
- ⑤ 遅刻や欠勤に伴う損害賠償や労基法に違反する減給はしていないか
このキャンペーンに伴い、事業主は改めてこれらの点を確認しておく必要があります。

【厚生労働省「「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを全国で実施】

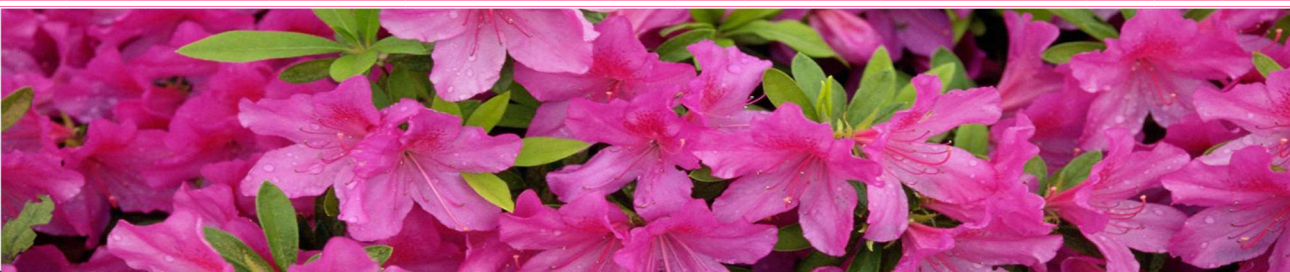
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24965.html

◆送検事例 労災かくしは犯罪です。

①三重・伊勢労働基準監督署は、休業50日間の労働災害と休業2日間の労災の計2件を隠したゴム製品製造業者を、津地検伊勢支部に書類送検した。令和3年2月、10月にそれぞれ別の労働者がケガを負っていたが、いずれも遅滞なく労働者死傷病報告を提出していなかったとしている。送検したのは、横浜ゴム株（東京都港区）と同社三重工場の職長2人、作業長1人の計1社3人。労働安全衛生法第100条（報告等）違反の疑いがある。

三重工場では同年2月6日、労働者が足を捻挫する労災が発生した。労働者は作業を行っていた台の上から降りようとしたところ、床の上の枕木を踏みつけて足を捻り、2日間休業している。法令上、1～3月に休業4日未満の労災が発生した場合、同年4月30日までに労働者死傷病報告を提出しなければならないが、同社はこれを怠っていた。

同年10月15日には、別の労働者が足を骨折する労災が発生した。けん引して



いた荷車が電動車にぶつかり、動き出してしまった電動車を抑えようとして足を轆かれ、50日間休業している。休業4日以上で労災が発生した場合は労働者死傷病報告を遅滞なく提出しなければならないが、同社はこれについても怠っていた。

【令和4年3月23日送検 労働新聞より抜粋】

②神奈川・横浜西労働基準監督署は、元請会社の現場代理人と共謀し、労働者死傷病報告の提出を数カ月遅らせたとして、(株)高栄建興（東京都八王子市）と同社代表取締役を労働安全衛生法第100条（報告等）違反の疑いで横浜地検に書類送検した。下請の労働者が4日以上休業した労働災害について、「労災にしないで」と下請に指示を出していたとして、元請の現場代理人にも刑法60条（共同正犯）を適用し、同時に送検している。災害は令和2年12月11日、神奈川県横浜市河川改修工事現場で発生した。被災者は雨が降る前に河川内から重機を引き上げるための準備作業をしていたところ、ドラグショベルから誤って河川に落ち、左肘肘帯などを負傷している。

同労基署は、下請からの労働者死傷病報告の提出が数カ月遅れた理由について、当初は元請代理人の指示で隠べいを試みていたためとみている。

【令和4年2月25日送検 労働新聞より抜粋】

◆送検事例 無効な36協定で違法残業 実習生を代表に指名・・・ 岩国労基署

山口・岩国労基署は、ベトナム人技能実習生2人に違法な時間外・休日労働を行わせたとして、縫製業者と同社の労務管理責任者を、労働基準法第32条（労働時間）と第35条（休日）違反の疑いで山口地検岩国支部に書類送検しました。

時間外・休日労働は最長の実習生で月135時間になり、そのうち15時間は2日間の休日労働によるものでした。

同社が届け出していた36協定について、労働者の過半数代表者とされていた実習生が内容を全く理解しておらず、一方

的に指名して締結させたとみられるため、無効と判断しました。

同労基署は、「実習生を代表にするのは問題ないが、民主的な方法で選出する必要がある」との見解を示し、「仮に協定が有効だったとしても、時間外労働の上限規制を超えて働かせているため違法である」としました。

◆監督指導動向 社会福祉施設の2割が休憩時間確保せず 彦根労基署

滋賀・彦根労基署が管内の社会福祉施設全387事業場に求めた自主点検の結果によると、休憩時間を確保していない事業場が約2割に上ることが判明しました。

理由として「施設利用者の状況に左右されるため」と答えた事業場が約8割を占め、災害がつながりそうな事例を集めて未然に防ぐヒヤリハット活動については、「利用者に係る活動のみを実施」と回答した事業場が全体の3割を占めました。

同労基署では、労災増加の原因として、利用者サービスの対策にのみ重点が置かれている傾向を危惧し、労働者に関するヒヤリハット事例を収集する強化期間を設けるなど、対策を進めるよう呼び掛けています。

◆法改正情報 法定の歯科健康診断 事業場の人数にかかわらず 実施報告が義務に

厚生労働省は、「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」について労働政策審議会に諮問し、妥当であるとの答申を受け、省令の改正作業を進めています。

改正の趣旨

労働安全衛生法において、事業者は、歯またはその支持組織に有害な業務に従事する労働者（※）に対し、歯科医師による健康診断（歯科健康診断）を行わなければならないとしており、その具体的内容について労働安全衛生規則（安衛則）で定めています。また、安衛則の規

定により、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならないこととなっています。

このたび、歯科健康診断の実施状況について、令和元年度に一部地域で実施した自主点検の結果により、常時使用する労働者が50人未満の事業場においては、歯科健康診断の実施率が非常に低いことが判明しました。

そこで、歯科健康診断の報告義務について、実施状況を正確に把握し、その実施率の向上を図るため、事業場の人数にかかわらず、実施報告の義務付けを行うこととされました。

（※塩酸、硝酸、硫酸、フッ化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発生する場所における業務（対象業務としては、メッキ工場、バッテリー製造工場等におけるこれらの業務）に従事する労働者）

改正の内容

歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断（定期のものに限る。）を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出することとされます。

※現行では、使用する労働者の人数が常時50人以上である場合に報告が必要です。

◆施行時期
令和4年10月1日（予定）
【厚生労働省「「労働安全衛生規則の一部を改正する省令案要綱」の答申】
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_24734.html

参考

労働安全衛生規則（歯科医師による健康診断）
第四十八条 事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置替えの際及び当該業務についた後六月以内ごとに一回、定期に、歯科医師による健康診断を行わなければならない。